

〔平14.8.30〕
〔基礎小17-6〕

参 考 資 料

（個人住民税関係）

目

次

・ 基礎的な人的控除の適用人員の推移（個人住民税）	1
・ 特別な人的控除の適用人員の推移（個人住民税）	2
・ 障害者控除（個人住民税）	3
・ 老年者控除（個人住民税）	4
・ 寡婦（寡夫）控除（個人住民税）	5
・ 勤労学生控除（個人住民税）	6

基礎的な人的控除の適用人員の推移(個人住民税)

(単位:千人)

	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
基礎控除(33万円)	42,974	45,692	51,050	51,635
配偶者控除	14,622	14,508	14,840	14,907
一般(33万円)	14,420	14,281	14,472	14,263
老人配偶者(38万円)	202	226	367	644
配偶者特別控除(最高33万円)	-	14,296	14,422	14,673
扶養控除	19,180	19,167	17,930	16,836
扶養親族数				
一般(33万円)	不明	23,873	21,551	19,522
特定扶養(45万円)	-	7,343	7,592	6,867
老人扶養(38万円)	不明	3,913	4,318	4,113
同居老親加算(+7万円)	不明	(3,173)	(3,488)	(3,265)
配偶者控除・障害者控除 同居特障加算(+23万円)	不明	(521)	(499)	(501)

(注)1.「市町村税課税状況等の調」による。

2. 扶養親族数及び同居特障加算については、対象となる者の人数である。

特別な人的控除の適用人員の推移(個人住民税)

(単位:千人)

	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
障害者控除	1,194	1,301	1,586	1,606
一般障害者	728	744	845	833
本人(26万円)	373	357	406	395
親族(26万円)	354	387	439	438
特別障害者	522	628	811	839
本人(30万円)	106	132	205	223
親族(30万円)	416	496	606	616
老年者控除(48万円)	1,504	1,695	2,820	3,776
寡婦控除	639	572	763	704
寡婦(26万円)	567	318	347	300
特別寡婦(30万円)	-	191	314	307
寡夫(26万円)	72	63	103	97
勤労学生控除(26万円)	3	2	1	4

(注)1.「市町村税課税状況等の調」による。

2. 障害者控除の内訳については、対象となる者の人数である。

障害者控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

- | | |
|------------------------|------|
| ① 一般の障害者の場合1人につき | 26万円 |
| ② 特別障害者の場合1人につき | 30万円 |

（注1）障害者の範囲

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保険指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（注2）特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者
- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者

- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除		特別障害者控除	
	(昭和37年度創設)		(昭和43年度創設)	
昭和37年度	税額控除	1,000円	所得控除	8万円
昭和43年度	所得控除	6万円	所得控除	8万円
昭和44年度	"	7万円	"	9万円
昭和45年度	"	8万円	"	10万円
昭和46年度	"	9万円	"	11万円
昭和47年度	"	10万円	"	12万円
昭和48年度	"	12万円	"	14万円
昭和49年度	"	13万円	"	16万円
昭和50年度	"	16万円	"	19万円
昭和52年度	"	18万円	"	20万円
昭和54年度	"	19万円	"	21万円
昭和55年度	"	21万円	"	23万円
昭和59年度	"	24万円	"	26万円
平成2年度	"	26万円	"	28万円
平成11年度	"	26万円	"	30万円

- (注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。
- 2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

老年者控除（個人住民税）

（参考） 高齢社会対策大綱（抄） [平成13年12月28日閣議決定]

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、48万円を「老年者控除」として所得控除ができる。

【昭和37年度創設】

（注）老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の主な沿革

区 分	控 除 額
昭和37年度	（昭和37年度創設） 税額控除 1,000円
43年度	所得控除制度（控除額6万円）へ改組
44～55年度	順次引上げ
59年度	所得控除 24万円
平成元年度	〃 48万円

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

（1）旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

（以下略）

寡婦（寡夫）控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	26万円
② 特別加算の場合	30万円 (4万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年間所得が 500万円以下で あること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年間所得が 500万円以下 であること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年間所得が 500万円以下 であること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡 夫 控 除
	通常の場合	特別加算の場合	
	(昭和37年度創設)		
昭和37年度	税額控除 1,000円		
昭和43年度	所得控除 6万円		
昭和44年度	〃 7万円		
昭和45年度	〃 8万円		
昭和46年度	〃 9万円		
昭和47年度	〃 10万円		
昭和48年度	〃 12万円		
昭和49年度	〃 13万円		
昭和50年度	〃 16万円		
昭和52年度	〃 18万円		
昭和54年度	〃 19万円		
昭和55年度	〃 21万円		(昭和57年度創設)
昭和57年度	〃 21万円		所得控除 21万円
昭和59年度	〃 24万円	(平成2年度創設)	〃 24万円
平成2年度	〃 26万円	所得控除 30万円	〃 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

勤労学生控除（個人住民税）

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、**26万円**を「勤労学生控除」として所得控除できる。

（注）勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等課程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上（夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上）
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
 - ・ 修業期間（普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間）が2年以上
 - ・ 1年の授業時間数（普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数）が680時間以上
 - ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定
- (3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区 分	勤労学生控除額	区 分	勤労学生控除額
	(昭和37年度創設)		
昭和37年度	税額控除 1,000円	昭和49年度	所得控除 13万円
昭和43年度	所得控除 6万円	昭和50年度	〃 16万円
昭和44年度	〃 7万円	昭和52年度	〃 18万円
昭和45年度	〃 8万円	昭和54年度	〃 19万円
昭和46年度	〃 9万円	昭和55年度	〃 21万円
昭和47年度	〃 10万円	昭和59年度	〃 24万円
昭和48年度	〃 12万円	平成2年度	〃 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。